

令和元年8月26日開会

第704回むつ市教育委員会

< 目 次 >

議案第 1 号 むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について（総務課）

議案第 2 号 むつ市立小中学校事務共同実施組織運営規程を定める訓令（総務課）

議案第 3 号 むつ市社会教育委員の委嘱について（生涯学習課）

議案第 4 号 むつ市公民館運営審議会委員の委嘱について（中央公民館）

< 事務局からの報告事項 >

1. 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更等(捕獲)の終了届について（生涯学習課）

< その他 >

議案第1号

むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則を改正したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第9号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和元年8月26日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

小中学校における学校事務の共同実施処理体制を構築するためのものである。

むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

令和元年 月 日 公布

むつ市教育委員会規則第 号

むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和43年むつ市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第20条の2の次に次の1条を加える。

（共同実施組織）

第20条の3 学校において、効率的・効果的な事務処理体制の確立と事務機能の強化を図り、教育活動の支援を行うため、複数の学校の事務職員が共同して学校事務の処理を行う組織（以下「共同実施組織」という。）を置くことができる。

2 共同実施組織の組織及び運営に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第1号参考資料

むつ市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(学校評議員) 第20条の2 (略) <u>(共同実施組織)</u> 第20条の3 学校において、効率的・効果的な事務処理体制の確立と事務機能の強化を図り、教育活動の支援を行うため、複数の学校の事務職員が共同して学校事務の処理を行う組織（以下「<u>共同実施組織</u>」という。）を置くことができる。 2 <u>共同実施組織の組織及び運営に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u></p>	<p>(学校評議員) 第20条の2 (略)</p>

議案第 2 号

むつ市立小中学校事務共同実施組織運営規程を定める訓令

むつ市立小中学校事務共同実施組織運営規程を定めたいので、むつ市教育委員会事務委任規則第 1 条第 9 号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和元年 8 月 2 6 日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

改正予定である、むつ市立小中学校及び中学校の管理運営に関する規則第 2 0 条の 3 の規定による、学校事務の共同実施組織の運営及び業務等に関して、必要な事項を定めるものである。

むつ市立小中学校事務共同実施組織運営規程

令和元年 月 日公表

むつ市教育委員会訓令甲第 号

(趣旨)

第1条 この規程は、むつ市立小中学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和43年教育委員会規則第2号）第20条の3の規定に基づき、共同実施組織における組織、運営及び業務等に関して、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教育委員会は、1～3の中学校区単位を基本として、学校事務の共同実施を行うためのグループ（以下「共同実施グループ」という。）を組織し、その中で共同実施を主体的に行う「拠点校」1校を指定する。

2 拠点校以外の学校は「連携校」として、拠点校と連携して共同実施の業務を行う。

3 共同実施組織は、共同実施グループの学校の事務職員をもって構成する。

4 共同実施グループの中で、グループの運営に係る責任者（以下「グループリーダー」という。）を置く。また、必要に応じて、グループの運営に係る副責任者（以下「サブリーダー」という。）を置くことができるものとする。

5 グループリーダーは、共同実施グループの学校事務職員の中で、原則として、拠点校の事務主幹以上の職位にある者をあてるものとする。

6 グループリーダーは、共同実施計画書及び共同実施実績報告書の作成を行うとともに、共同実施に係る業務の必要な審査、共同実施グループ内の事務職員に対する指導・助言、共同実施グループ内外との連絡・調整を行う。

7 サブリーダーは、グループリーダーを補佐し、グループリーダーに事故等があるときは、その役割を代理する。

8 拠点校の校長は、共同実施グループを総括する。

(共同実施推進協議会)

第3条 教育委員会は、共同実施を円滑にすすめるため、学校事務共同実施推進協議会を設置する。

(運営)

第4条 拠点校の校長は、年度当初に、グループリーダーが作成した共同実施計画書（様式1）を確認し、教育委員会に提出する。

2 拠点校の校長は、年度末に、グループリーダーが作成した共同実施実績報告書（様式2）を確認し、教育委員会に提出する。

（業務）

第5条 共同実施グループは、次の業務を行う。

- （1）きめ細かな学習指導の支援の内容
- （2）県費、市費事務等の適正化及び効率化の内容
- （3）事務職員の資質向上を目的とした研修
- （4）その他、共同実施グループで行うことが適当と認められる業務

（業務形態）

第6条 共同実施により行う業務は、定例会議等の開催を通じて、月1回～2回（隔週）程度、1回あたり半日程度を基本として、拠点校等の場所で行う。

2 定例会議等の開催のほかに、共同実施計画に基づき、拠点校等の事務職員が、共同実施グループ内の学校を訪問し、事務処理の支援を行うことができる。

（本務及び兼務）

第7条 共同実施グループの各事務職員は、それぞれの属する学校を本務校とする。

2 共同実施グループの各事務職員は、共同実施を円滑に行うため、共同実施グループを構成する全学校を兼務するものとする。

3 教育委員会は、当該兼務発令のために、県教育委員会へ兼務発令の申請を行う。

（服務等）

第8条 共同実施グループの事務職員の服務監督は、本務校で業務に従事する場合は本務校の校長が、拠点校及び連携校で業務に従事する場合は当該校の校長が、それぞれ行うことを基本とする。

2 共同実施計画に基づき、本務校以外で事務職員が業務に従事する場合は、本務校の校長が、それぞれの属する事務職員に対して旅行命令等を行うものとする。

3 共同実施に係る業務で、公文書及び個人情報をも本務校以外に持ち出す場合は、個人情報の取り扱いに留意し、学校事務共同実施に係る文書持出簿（様式3）により校長の承認を得ることとし、また、持ち出した文書を本務校に返還する場合は、校長の確認を得ることとする。

（その他）

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

(様式1)

年度 共同実施計画書

グループ名

むつ市立
校長

学校
印

1 共同実施グループの構成

学校名	学級数	児童生徒数	職名	氏名	担当業務(GL等)
計校					

2 共同実施の目的

3 今年度の重点目標

4 業務内容

(1) 実施形態

(2) 具体的業務内容

5 年間実施計画

月	実施計画等の内容	実施予定日	開催場所

作成者

学校 職氏名

(様式2)

年度 共同実施実績報告書

グループ名

むつ市立
校長

学校
印

1 共同実施グループの構成

学校名	学級数	児童生徒数	職名	氏名	担当業務(GL等)
計校					

2 今年度の重点目標

3 具体的な業務内容

4 今年度の成果

5 今年度の課題

6 次年度に向けての取り組み

7 業務（定例会議等）の概要一覧

月	業務（定例会議等）の概要	実施日	開催場所

作成者

学校 職氏名

(様式3)

学校事務共同実施に係る文書持出簿 (年度)

学校名

持出文書 (ファイル項目等)	職・氏名	共同実施の 業務内容	持出 月日	持 出 確認印	返却 月日	返 却 確認印
			月 日		月 日	
			月 日		月 日	
			月 日		月 日	
			月 日		月 日	
			月 日		月 日	
			月 日		月 日	
			月 日		月 日	
			月 日		月 日	
			月 日		月 日	
			月 日		月 日	
			月 日		月 日	
			月 日		月 日	
			月 日		月 日	
			月 日		月 日	
			月 日		月 日	
			月 日		月 日	

【参考資料】

学校事務の共同実施について

学校事務の共同実施については、効率的、効果的な事務処理体制の確立と事務機能の強化を図り、学校運営を支える機能を充実させ、特色ある学校教育活動の展開を図ることを目的に、青森県教育委員会が推進しているところでありますが、当市におきましても今後導入したいと考えております。

I 概要

- (1) 市内の学校を下記の5グループに分けて共同実施を行う。
 - ①田名部中学校、第二田名部小学校、苫生小学校、第三田名部小学校
近川中学校、奥内小学校
 - ②大平中学校、大平小学校、大湊中学校、大湊小学校
 - ③むつ中学校、第一田名部小学校、関根中学校、関根小学校
 - ④大畑中学校、大畑小学校、正津川小学校、二枚橋小学校
 - ⑤川内中学校、川内小学校、脇野沢中学校、脇野沢小学校
- (2) 共同実施グループに拠点校1校を指定する。拠点校の校長はグループを総括する。
- (3) 拠点校以外は連携校となる。グループの各校長は共同実施の業務を監督する。
- (4) グループに責任者（グループリーダー）を置く。
- (5) 教育委員会内に学校事務共同実施推進協議会の設置する。
- (6) 共同実施グループの各事務職員は兼務発令をする。

II 導入のメリット

- (1) 事務処理の標準化・効率化・質の向上
- (2) 学校事務職員の育成及び資質向上
- (3) 兼務発令による個別の事案への対応が可能

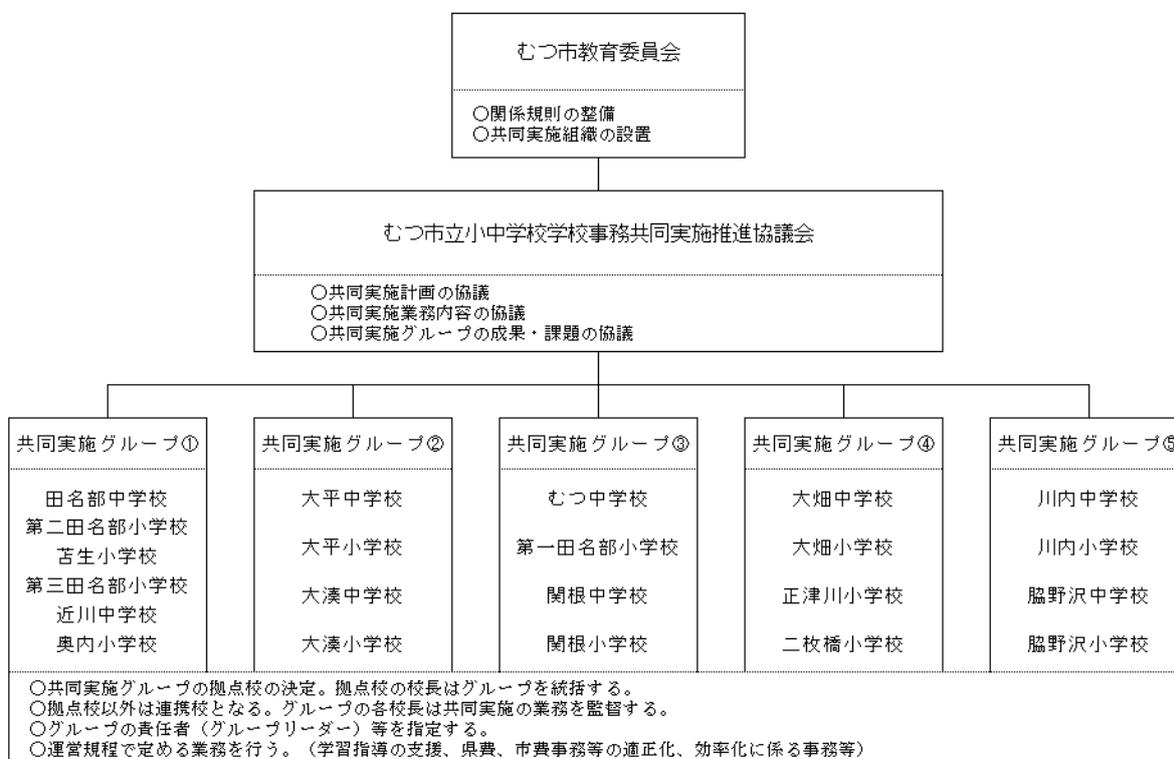
III 導入のデメリット

- (1) 共同実施に係る計画書・報告書の作成等、業務負担の増加

IV 今後のスケジュール予定

- 令和元年8月 関係規則の整備
- 9月 共同実施グループの指定
※下記全体図の枠組みで指定する予定。
- 9月～ 各共同実施グループで拠点校の選定
- 10月 学校事務の定数加配要望書の提出
※共同実施グループ毎に拠点校が提出する。
- 12月 「むつ市立小中学校学校事務共同実施推進協議会」の設置、開催
※構成員として、拠点校の校長、事務研代表者、各事務研のGL、教育委員会総務課を予定
- 令和2年4月 むつ市立小中学校学校事務の共同実施開始
共同実施グループ内の事務職員の兼務発令（県教委）

むつ市立小中学校学校事務の共同実施全体図



議案第3号

むつ市社会教育委員の委嘱について

むつ市社会教育委員の委嘱について、社会教育法第15条及びむつ市社会教育委員設置条例第1条の規定に基づき決定したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第10号規定により教育委員会の承認を求める。

令和元年8月26日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

むつ市社会教育委員の任期が、本年9月30日をもって満了することに伴い、提案するものである。

むつ市社会教育委員名簿(案)

任期: 令和元年10月1日～令和3年9月30日

No.	氏名	地区	区分	新・再	備考
1	ほし かずお 星 和夫	むつ地区	学識経験者	再	むつ市文化団体協議会会長
2	ふなき としお 船木 敏夫	大畑地区	社会教育関係者	再	むつ市少年教育指導指導委員 大畑地区民生委員
3	わたなべ いさお 渡邊 勲	むつ地区	社会教育関係者	再	むつ市スポーツ推進委員連絡協議会会長
4	なかじま けいこ 中島 慶子	川内地区	家庭教育関係者	再	川内町婦人団体連絡協議会会長
5	おくかわ はるみ 奥川 春美	むつ地区	社会教育関係者	再	元権擁護委員 田名部のぼんどり復活実行委員会事務局
6	やまざき きみこ 山崎 輝美子	脇野沢地区	家庭教育関係者	再	脇野沢地区連合婦人会会長
7	ふしみ のりゆき 伏見 紀幸	むつ地区	学識経験者	再	むつ市図書館協議会会長
8	きむら あきお 木村 昭夫	むつ地区	学識経験者	再	元大平中学校校長 下北吹奏楽連盟会長
9	いしくら つかさ 石倉 司	川内地区	社会教育関係者	再	むつ市文化財保護審議会委員
10	ながおか しゅんじょう 長岡 俊成	大畑地区	社会教育関係者	再	有志の町おこしグループイカす大畑 カダル団代表
11	たけその まさとし 竹園 正敏	むつ地区	社会教育関係者	再	青森県教育支援プラットフォーム 下北地区実行委員会委員長
12	かたたに のりこ 片谷 紀子	むつ地区	家庭教育関係者	再	市連P事務局 むつ市交通整理員 むつ市図書館協議会委員
13	まつおか あつこ 松岡 敦子	脇野沢地区	社会教育関係者	再	元脇野沢公民館館長

社会教育委員に関する関係法令等

社会教育法抜粋

(社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

むつ市社会教育委員設置条例抜粋

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)の規定に基づき、社会教育委員の設置、委嘱の基準、定数及び任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第15条第1項の規定に基づき、むつ市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

2 委員は、非常勤の特別職とする。

(委嘱の基準)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから委嘱する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) 学識経験を有する者

(定数及び任期)

第4条 委員の定数は、13人以内とする。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第4号

むつ市公民館運営審議会委員の委嘱について

むつ市公民館運営審議会委員の委嘱について、社会教育法第30条第1項の規定に基づき委嘱したいので、むつ市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の承認を求める。

令和元年8月26日提出

むつ市教育委員会教育長 氏 家 剛

提案理由

むつ市公民館運営審議会委員の任期が、本年8月31日をもって満了することに伴い、提案するものである。

公民館運営審議会委員名簿(案)

任期 令和元年9月1日～令和3年8月31日
定数 15名以内

委員氏名	生年月日	住所	選出区分	備考	新・再
四戸 浩	S35. 4. 18	むつ市緑町17番27号	学校教育関係者	第二田名部小学校校長	再
山本 陽子	S18. 11. 27	むつ市荒川町21番7号	社会教育関係者	下北美術展審査員	再
辻 登志雄	S23. 3. 14	むつ市大湊新町23番21号	社会教育関係者	大湊新町内会長 元大湊中学校校長	再
荒 正典	S34. 1. 12	むつ市柳町一丁目2番5号	社会教育関係者	カメラゼミナール講師 カメラ店自営	再
吉田 成人	S38. 7. 9	むつ市新町9番15号	社会教育関係者	元青年会議所 自営業(もんぶらん)	再
菊池 時男	S26. 12. 28	むつ市大湊新町36番17号	社会教育関係者	画家・下北美術展審査員 元J.R.東日本勤務	再
山本 昭子	S25. 7. 24	むつ市柳町三丁目5番16号	社会教育関係者	元銀行員 下北を知る会事務局員	再
和田 榮子	S22. 1. 17	むつ市大畑町水木沢34番地118	社会教育関係者	大畑地区連合婦人会長	再
田 中 匡	S42. 1. 19	むつ市大畑町新町33番地	社会教育関係者	大畑地区子ども会育成連合会副会長 大畑町商工会副会長	再
角谷 恵子	S40. 8. 9	むつ市脇野沢渡向14番地9	社会教育関係者	むつ市保健協力委員脇野沢地区会長 教育サポーター	新
春藤 千秋	S37. 2. 28	むつ市川内町楯木164番地3	家庭教育関係者	元川内町公運審委員 社会教育指導員	再
佐々木 絵里子	S39. 2. 8	むつ市川内町川内114番地2	家庭教育関係者	運動サークル指導員	新
脇江 忠廣	S23. 5. 2	むつ市脇野沢桂沢159番地18	学識経験者	元脇野沢村教育委員 前脇野沢郵便局長	再
坪 二三子	S23. 2. 3	むつ市柳町一丁目9番5号	学識経験者	むつ市連合婦人会長	再
室 館 幸一	S33. 8. 18	むつ市横迎町一丁目18番13号	学識経験者	むつ市下北自然の家所長 元第二田名部小学校校長	新

学校教育関係者 1名 社会教育関係者 9名 家庭教育関係者 2名 学識経験者 3名
計15名(新任3名、再任12名)

公民館運営審議会委員 退任者・新任候補者一覧

退任者	新任候補者	備考
渡部りか子（社会教育関係者）	角谷 恵子（社会教育関係者）	脇野沢公民館推薦
浜田 範子（家庭教育関係者）	佐々木絵里子（家庭教育関係者）	川内公民館推薦
祐川 猛（学識経験者）	室舘 幸一（学識経験者）	中央公民館推薦

公民館運営及び公民館運営審議会に関する関係法令等

社会教育法抜粋

(公民館の目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進を寄与することを目的とする。

(公民館の事業)

第22条 公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、次の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 1 定期講座を開設すること。
- 2 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 3 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 4 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 5 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 6 その施設を住民の集会その他公共的利用に供すること。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

- 2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

むつ市公民館条例抜粋

(公民館運営審議会)

第5条 むつ市中央公民館に、むつ市公民館運営審議会（以下「公民館運営審議会」という。）を置く。

- 2 公民館運営審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(委員の定数及び任期)

第6条 委員の定数は、15人以内とし、任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

むつ市公民館規則抜粋

(審議会の構成等)

第4条 むつ市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の招集)

第5条 審議会は、むつ市中央公民館長（以下「館長」という。）が招集する。

- 2 審議会は、必要により開催する。
- 3 館長は、審議会の審議の結果を教育委員会に報告しなければならない

(審議会の会議)

第6条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 前項の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

事務局からの報告事項

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更等(捕獲)の終了届について

平成 29 年 6 月 16 日付、29 受庁財第 4 号の 429 により文化庁長官から許可を受けた現状変更(捕獲)について、令和元年 7 月 11 日付、む生産第 220 号でむつ市長より、文化庁長官あての終了届が提出されたため進達した。

●許可内容

青森県の第 2 次第二種特定鳥獣管理計画(下北半島のニホンザル)に基づく、加害群除去等の捕獲

・ 11 群+ハナレザル 計 303 頭

・ 平成 29 年 6 月 16 日～令和元年 6 月 30 日

●捕獲許可頭数と実績 実績計 95 頭

| | |-------| | 加害群除去 | |-------|

・ A2-85 群…62 頭→33 頭

・ I2-A1 群…20 頭→17 頭

・ I2-A2 群…7 頭→2 頭

個体数調整

- A2-84A 群…13 頭→2 頭
- A2-84B 群…12 頭→10 頭
- M2B 群…12 頭→1 頭
- A87-A 群…30 頭→1 頭
- O1-A 群…21 頭→15 頭
- Ko2 群…48 頭→6 頭
- S 群…29 頭→2 頭
- ハナレザル…18 頭→6 頭



む生産第 220 号

令和元年 7月11日

むつ市教育委員会

教育長 氏家 剛 殿

むつ市長 宮下 宗一郎



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更等（捕獲）終了報告について

このことについて、平成29年6月16日付け29受庁財第4号の429で許可された現状変更等（捕獲）は終了したことから、別紙のとおり終了報告を提出しますので、青森県教育委員会教育長宛に進達方お願い致します。



む生産第 220 号
令和元年 7月11日

文化庁長官 宮田 亮平 殿

青森県むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮 下 宗一郎



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更等（捕獲）終了報告について

このことについて、平成29年6月16日付け29受庁財第4号の429で許可された
現状変更等（捕獲）は、終了しましたので報告いたします。

記

- | | |
|--------------|------------------------|
| 1. 天然記念物の名称 | 天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地 |
| 2. 指定年月日 | 昭和45年11月11日 |
| 3. 天然記念物の所在地 | 青森県むつ市及び下北郡 |
| 4. 所有者の氏名住所 | 日本国 |

5. 現状変更等の実施内容及びその経過

① 実施内容

第2次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）に基づき、サルの捕獲を実施した。捕獲方法は、同計画で定められている捕獲檻（箱わな）を用いて群れ被害状況等及び年齢構成等のバランスを考慮しながら実施した。

捕獲後は出来る限り苦痛を与えない方法により薬殺し、ニホンザルの保護管理に資するため、処分後のニホンザルを標本として利用し、日本獣医生命科学大学が学術調査を行なった。

② 経 過

平成29年	5月23日	む農林第128号で文化庁長官宛「現状変更等許可申請書」を提出（303頭申請）
	同 日	む農林第129号で青森県知事宛「鳥獣捕獲等許可申請書」を提出（303頭申請）
	6月9日	青自然第195号（青森県）により許可
	6月16日	29受庁財第4号の429（文化庁）により許可
	7月20日	捕獲作業開始
令和元年	6月30日	捕獲作業終了（95頭捕獲）

③ 捕獲状況

耕作地・人家周辺において、箱わなにより、群れの性別・年齢構成等のバランスを考慮しながらA2-84A群2頭、A2-84B群10頭、A2-85群33頭、I2-A1群17頭、I2-A2群2頭、A-87A群1頭、01-A群15頭、Ko2群6頭、S群2頭、ハナレザル6頭の計95頭の捕獲を実施した。

6. 総括

今回の捕獲は、「第2次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）」に基づき、人的被害防止及び農作物被害対策のためのニホンザルの捕獲を実施したものであり、人的被害の未然防止及び農作物被害の減少につながった。

また、天然記念物への影響（絶滅や分裂等）については、むつ市が行なっているモニタリング調査及び下北半島のサル一斉調査においても、絶滅等が確認されないことから、影響がないと判断している。

今後も地域住民と協力しながら保護管理及び被害防除対策に精進し、人とサルとの共生に向けて取り組んでいく。

（添付資料）

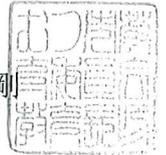
- ・ 捕獲檻設置場所及び捕獲位置図
- ・ ニホンザル捕獲記録
- ・ 捕獲用檻（箱わな）仕様図



むつ教生第 166 号
令和元年 7 月 31 日

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿 様

むつ市教育委員会
教育長 氏家 剛



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更等（捕獲）終了届について（進達）

標記の件について、むつ市長より提出された文書を別添のとおり、文化庁長官あてに進達いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

担当：むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司
TEL 0175-22-1111(内線 3142)
FAX 0175-22-1488



む 教 生 第 166 号
令和元年 7 月 31 日

文化庁長官 宮田 亮平 様

むつ市教育委員会
教育長 氏家 剛



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更等終了届について（進達）

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更等について、むつ市長より終了届が提出されましたので、別添のとおり進達します。

記

平成 29 年 6 月 16 日付、29 受庁財第 4 号の 429 で許可された
天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更(捕獲)

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司
Tel 0175-22-1111(内線 3142)
FAX 0175-22-1488

サルの捕獲頭数

文化庁申請分		市教委申請分				
期間	許可頭数	捕獲頭数	年度	一時捕獲		
			許可頭数	捕獲頭数		
第3次計画期間	第2回 H25.10月～H27.6月	236	96	H26	56	9
				H27	58	8
第1次第二種計画期間	H27.7月～H29.6月	217	91	H28	58	3
				H29	58	12
第2次第二種計画期間	H29.6月～R元6月	303	95	H30	58	3
				R元	58	
申請中		230				
合計		986	282		346	35

